

第 6583 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 12月 15日 火曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 65 万円の青色申告特別控除

Q : 青色申告控除の額が今年度分から引き下げになったけど、一定の要件を満たせば、これまで通りの65万円が控除できるとか。どうなっているのですか？

A : 次のようになっています。

【解説】

平成30年度の税制改正で、個人事業者の青色申告控除の控除額が基礎控除の引上げや給与所得控除の引下げに伴い、65万円から55万円に引下げられました。

適用は、今年度分からです。

55万円の青色申告控除の適用を受けるには、次の要件を満たさなければなりません。

- ① 不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営んでいること
- ② 正規の簿記の原則に従って記帳していること
- ③ 確定申告書に貸借対照表及び損益計算書を添付し、期限内に申告をすること

そして、さらにこれらの要件に加えて次の要件のいずれかを満たす場合は、65万円の青色申告特別控除の適用を受けることができます。

- ① その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子帳簿保存を行っていること
- ② 申告期限までにe-Taxにより貸借対照表及び損益計算書等を添付した確定申告を行うこと



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】